

慶弔関係規程

理工学部校友会情報部会

平成29年11月 4日 制定

平成30年11月 3日 改訂

事象の発生から概ね3ヶ月以内に連絡を受けた場合につき、慶事、弔事とも、以下を基準とした支給を行うことができる。必要に応じてその他の状況を加味することが出来る。

ただし同時に重複した支給は行わない。

1. 慶事

常任幹事、幹事本人が結婚した場合：祝金30000円相当

常任幹事、幹事に子供が産まれた場合：祝金10000円相当

学科教職員が結婚した場合：祝金30000円相当

学科教職員に子供が産まれた場合：祝金10000円相当

在学生在が結婚した場合：祝金10000円相当

在學生に子供が産まれた場合：祝金10000円相当

他部会総会等：祝金10000円相当

2. 弔事

常任幹事（退任を含む）、幹事本人が死亡した場合：弔慰金20000円相当ならびに生花謹呈

常任幹事（退任を含む）、幹事の家族が死亡した場合（配偶者ならびに一親等）：弔慰金10000円相当ならびに生花謹呈

学科教職員（退職を含む）本人が死亡した場合：弔慰金20000円相当ならびに生花謹呈

学科教職員（退職を含む）の家族が死亡した場合（配偶者ならびに一親等）：弔慰金10000円相当ならびに生花謹呈

在學生本人が死亡した場合：弔慰金10000円相当ならびに生花謹呈

校友会役員（退任を含む）本人が死亡した場合：弔慰金10000円相当

校友会役員（退任を含む）家族が死亡した場合（配偶者ならびに一親等）：弔慰金10000円相

当

3. 災害等見舞金

常任幹事（退任を含む）、学科教職員（退職を含む）、校友会役員（退任を含む）が災害等に被災した場合：見舞金10000円相当

4. その他

この規程は平成29年11月4日から施行する。

この規定は必要に応じて幹事総会で見直し・改定を行う。